

泊村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
24年度	1,836人	5,726,525千円	120,062千円	651,380千円	11.4	16.9%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費 B				一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
24年度	61人	216,653千円	32,333千円	80,534千円	329,520千円	5,401千円	5,330千円

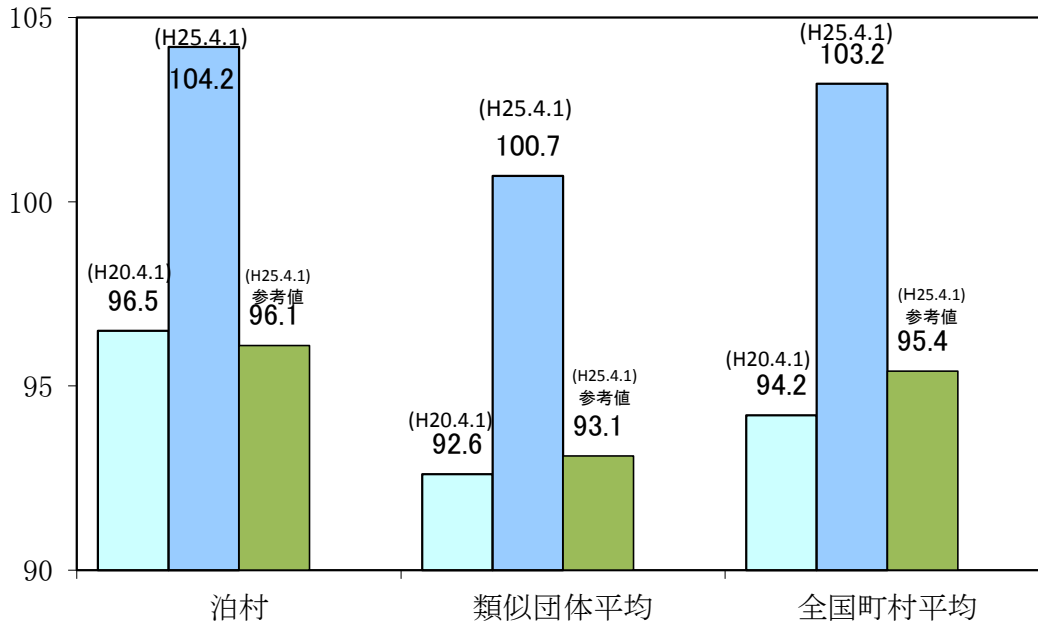
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
なし	当村の過去10年間（H14～H23）のラスパイレス指数を見ると、（最低値）H19の96.3～（最高値）H14,15,17の98.9の間で推移している。独自削減は実施していないものの、人員削減（退職者不補充）等の人件費抑制に取り組んできており、この度、国が給与削減措置を行った事により、平成24年度単年でラスパイレス指数が国を上回ったからといって、直ちに給与削減に踏みきるべきものとは考えていない。また、国の要請に伴う給与減額措置を実施しなくても、行政サービスを低下させることなく、地域住民への不利益は特にないと考える。むしろ給与削減による消費購買力の低下等、地元経済への影響が懸念される。以上を総合判断し今回の減額措置を見送る事とした。
抑制済又は減額措置の内容	

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
25年度						

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事院勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
25年度					3.95月	3.95月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（25年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
泊村	40.8歳	309,538円	349,804円	345,597円
北海道	45.4歳	330,736円	396,550円	374,715円
国	43.1歳	332,446円	—	405,463円
類似団体	42.4歳	303,724円	344,876円	330,486円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものである。
 地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（25年4月1日現在）

区分		神恵内村	北海道	国
一般行政職	大学卒	172,200円	165,312円	163,987(172,200)円
	高校卒	140,100円	134,496円	133,418(140,100)円

- (注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（25年4月1日現在）

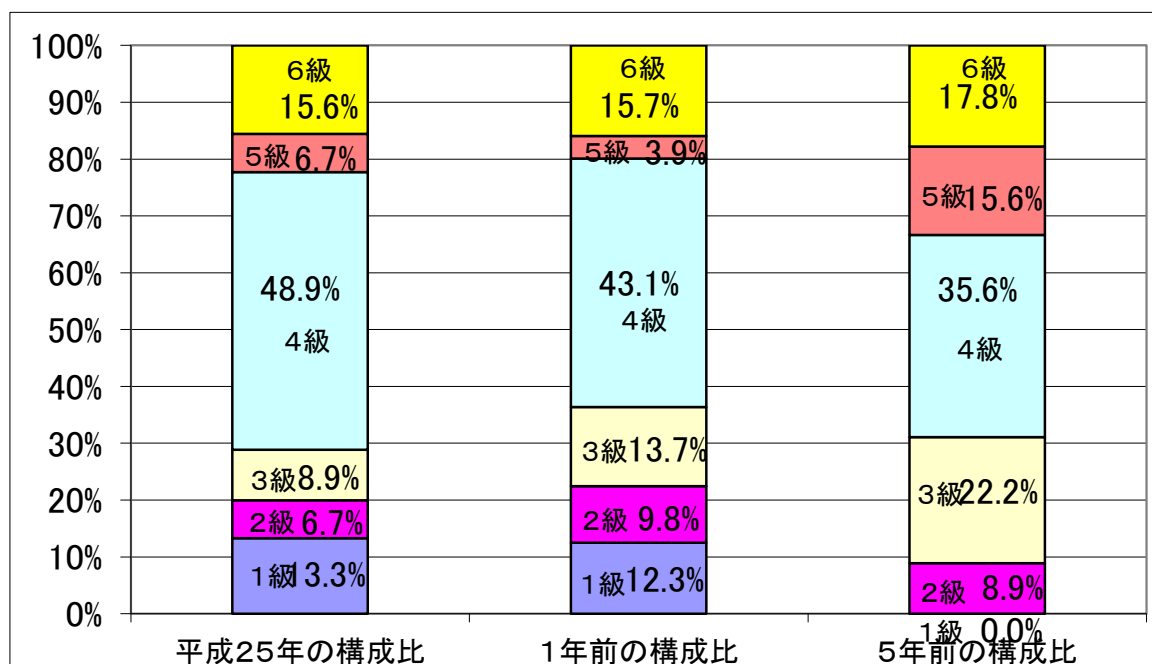
区分		経験年数10年～15年未満	経験年数15年～20年未満	経験年数20年～25年未満
一般行政職	大学卒	278,500円	306,500円	330,000円
	高校卒	—	—	326,000円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主 事・主事補	6 人	13.3 %	135,600円	243,700円
2 級	主 事	3 人	6.7 %	185,800円	307,800円
3 級	主 任	4 人	8.9 %	222,900円	354,700円
4 級	係 長・課長補佐	22 人	48.9 %	261,900円	388,300円
5 級	主 幹・課 長	3 人	6.7 %	289,200円	400,600円
6 級	課 長・部 長	7 人	15.6 %	320,600円	422,600円

- (注) 1 泊村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

・未反映

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

泊 村		北 海 道		国	
1人当たり平均支給額(24年度)		1人当たり平均支給額(24年度)		—	
1,279千円		1,552千円			
(24年度支給割合)		(24年度支給割合)		(24年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～15%		・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%		・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

・未反映

(2) 退職手当 (25年4月1日現在)

泊 村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分	勤続25年	32.83月分	38.955月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分

(3) 特殊勤務手当 (25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)	0 %		
手当の種類(手当数)	7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税滞納処分業務	滞納処分係職員	滞納処分業務に従事した者	日額 1,000円
伝染病防疫業務	全職員	伝染病防疫業務に従事した者	日額 1,000円
野犬掃討業務	全職員	野犬掃討業務に従事した者	日額 1,000円
駆蜂業務	全職員	駆蜂業務に従事した者	日額 1,000円
アライグマ駆除業務	全職員	アライグマ駆除業務に従事した者	日額 1,000円
潜水業務	全職員	潜水業務に従事した者	日額 1,000円
旅行死亡人収容業務	全職員	旅行死亡人の死体処理業務に従事した者	日額 1,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	3,846 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	113 千円
支給実績(23年度決算)	1,324 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	44 千円

(5) その他の手当 (25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 1人 6,500円	同	—	5,922 千円	161,000 円
住居手当	・家賃の額が12,000円を超える場合 23,000円までは差額全額 23,000円を超える場合は、超える額の1/2を加算(限度額27,000円)	同	—	3,540 千円	129,000 円
通勤手当	・通勤距離が片道2km以上の職員	同	—	1,366 千円	4,900 円

6 特別職の報酬等の状況（25年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	村 長	650,000	円	(参考) 類似団体における最高/最低額 840,000 円 / 230,400 円	
	副 村 長	575,000	円	705,000 円 / 385,000 円	
	収 入 役	-	円	- 円 / - 円	
報 酬	議 長	263,000	円	395,000 円 / 140,000 円	
	副 議 長	209,000	円	310,000 円 / 115,000 円	
	議 員	170,000	円	290,000 円 / 100,000 円	
期 末 手 当	村 長 副 村 長	3.95 月分		*支給月分に15%加算	
	議 長 副 議 長 議 員	3.95 月分		*支給月分に15%加算	
退 職 手 当	村 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)
	副 村 長	給料月額×在職期間(4年)×466/100×110/100		13,328千円	任期ごとに支給
	備 考	給料月額×在職期間(4年)×294/100×110/100		7,438千円	任期ごとに支給

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込み額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

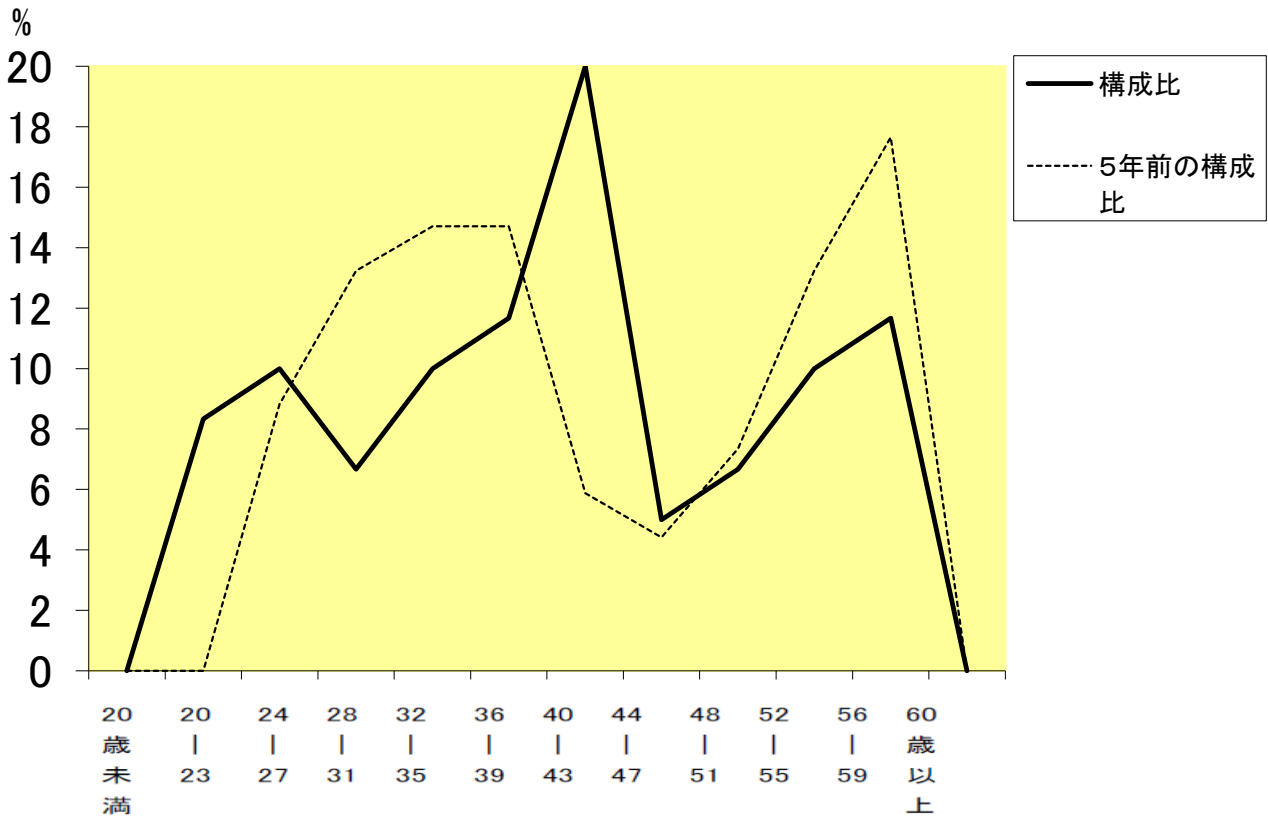
(平成25年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成24年	平成25年		
一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	
	総務企画	18	20	2	職員の配置調整による増
	税 務	2	3	1	職員の配置調整による増
	民 生	16	7	△9	職員の配置調整による減
	衛 生	9	12	3	職員の配置調整による増
	農林水産	2	3	1	職員の配置調整による増
	商 工	1	1	0	
	土 木	3	4	1	職員の配置調整による増
	小 計	53	52	△1	
政 行 特 部 行 別	教 育	6	7	1	職員の配置調整による増
	小 計	6	7	1	職員の配置調整による増
会 公 営 計 等 企 業 部 門	水 道	1	1	0	
	そ の 他	0	0	0	
	小 計	1	1	0	
合 計		60	60	0	
		[]	[]	[]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (25年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	6人	4人	6人	7人	12人	3人	4人	6人	7人	0人	60人

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)
	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	
一般行政	47	48	55	56	53	52	5(9.6%)
教育	7	8	7	7	6	7	0
警察	-	-	-	-	-	-	-
消防	-	-	-	-	-	-	-
普通会計 計	54	56	62	63	59	59	5(8.5%)
公営企業等会計 計	25	19	18	15	16	2	▲23(33.3%)
総合計	79	75	80	78	75	61	▲18(▲29.5%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。